

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を
中止する旨のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、お知らせします。

令和8年6月16日

仙台法務局名取出張所 登記官 島 貫 悟

記

- 1 手続番号
第3708-2025-6001号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
名取市美田園五丁目7番3